

第3章

豊かな人間性を育むまち



第1節 子どもたちの生きる力を育む教育を推進する

1 学校教育の充実

現状と課題

国や県は、「生きる力」を育む教育の新たな目標の実現に向け施策を展開しています。本市では、国や県の教育政策の動向および市の実態を踏まえ、平成23年度に新たな教育振興基本計画を策定しました。

現在、市内には、公私立幼稚園10園、小学校18校（うち2校は休校中）、中学校5校があり、約7,500人の幼児、児童生徒が各幼稚園、小・中学校に通っています。

各幼稚園、小・中学校では、「生きる力」の育成を目指し、教育課程を編成して、家庭・地域等との連携を深めながら、教育活動を推進してきましたが、新しい市となった、始良市として、これまでの歴史と伝統を尊重しながら、一体感をもった特色ある教育を創り上げていく必要があります。

本市の児童生徒の学力は、県の「基礎・基本」定着度調査結果によると、小学校、中学校ともほとんどの教科で県平均を上回っていますが、今後は、子ども一人一人のさらなる能力・学力の向上と学びの質の深まりを追求していく必要があります。

そのためには教員の指導力の向上が必要不可欠であり、さまざまな研修等を通して、学校が子どもの多様な教育的ニーズに対応していく力を高めていく必要があります。

生徒指導においては、規範意識の育成、道徳教育の充実を図りながら、問題行動の未然防止、早期解決のために生徒指導体制を整え、組織的に対応しています。しかし、依然、不登校等の課題もあり、適応指導教室やスクールカウンセラー等との連携を深め、支援の充実を図っていく必要があります。



体力・運動能力調査結果によると、本市の児童生徒の体力水準は、国や県に比べやや下回っており、積極的に運動する子どもとそうでない子どもの二極化も見られます。また、望ましい食習慣や安全な行動が十分身に付いていない面が見られます。

このような状況に対して、児童生徒の心身の調和的発達を図るため、運動を通して体力を養うとともに、食育の推進による望ましい食習慣を身に付けさせるなど、健康的な生活習慣を形成する必要があります。

また、児童生徒の安全を確保するための環境整備や危険予知能力等の育成を図るとともに、学校・家庭・地域社会が連携しながら、安全教育を推進していくことが必要です。

第1節 子どもたちの生きる力を育む教育を推進する

一方、学校関係者評価など地域の声を学校経営へ反映するとともに、家庭教育の在り方を考える中で、家庭や地域との連携を図るなど、開かれた学校づくりを推進しています。今後は、さらに家庭の教育力の向上を図り、地域全体で子育てを進める環境づくりを整え、学校・家庭・地域が一体となった信頼される学校づくりを進めていく必要があります。

学校施設は、児童生徒が一日の大半を過ごす場であるとともに、災害時における避難場所としての役割を果たすことから、これまで耐震化を最優先して耐震補強工事や緊急性の高い施設改修等を順次実施しています。

また、市内にある公立の幼稚園、小・中学校は、それぞれ建設時期が異なることから、老朽化の進む施設を年次的な計画により、今後も外壁改修工事や大規模改造工事などの施設整備と屋外運動場などの環境整備の充実を図る必要があります。

なお、建昌小学校においては、児童が増加し、児童数に対して教室数や校庭の広さが不足しているなど、多くの課題を抱えた教育環境となっているため、早急な分離新設校の建設が必要となっています。



幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校、専修学校等の状況（単位：園、校、人）

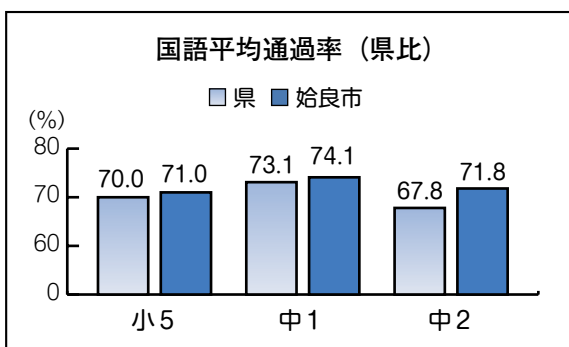
項目	園数 学校数	園児、児童生徒数				
		H19	H20	H21	H22	H23
幼稚園	10	951	933	930	891	855
小学校	18	4,497	4,449	4,372	4,382	4,402
中学校	5	2,455	2,402	2,386	2,301	2,263
高等学校	4	2,606	2,562	2,526	2,537	2,544
特別支援学校	1	68	68	67	77	78
専修学校等	2	170	174	187	218	238

各年5月1日現在

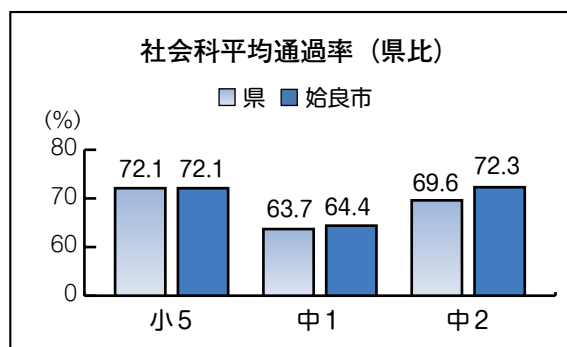
資料：学校基本調査

第3章 豊かな人間性を育むまち

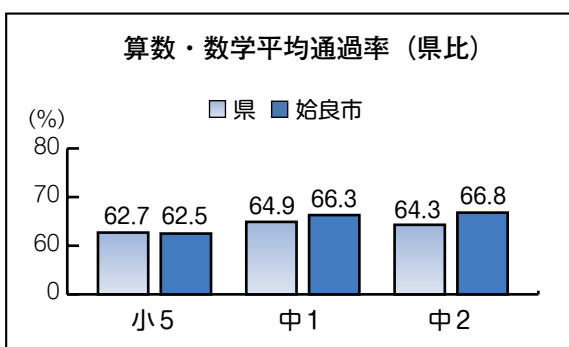
平成22年度「基礎・基本」定着度調査における平均通過率



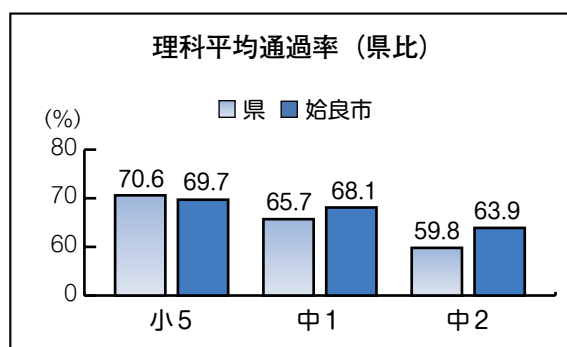
資料：学校教育課



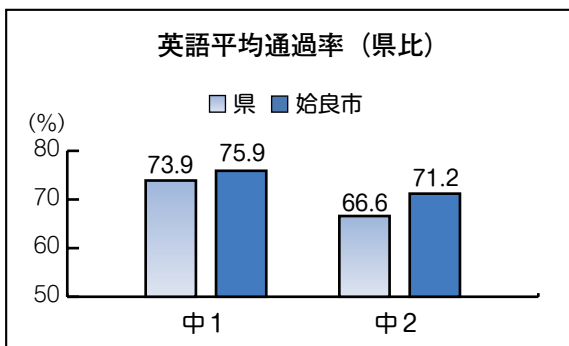
資料：学校教育課



資料：学校教育課



資料：学校教育課



資料：学校教育課

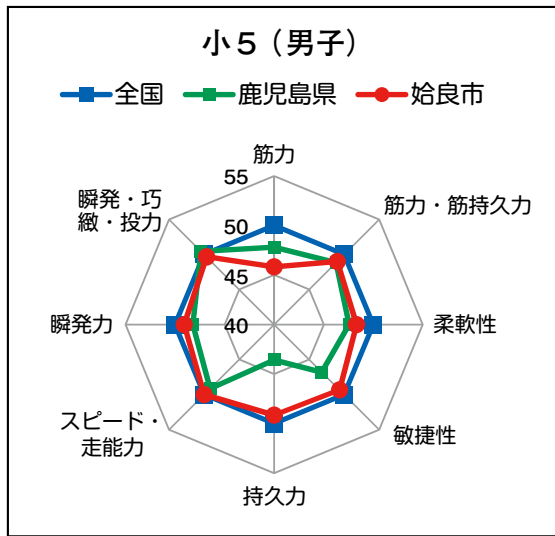
※「平均通過率」

全調査実施児童・生徒数に対する、全正答数の割合。

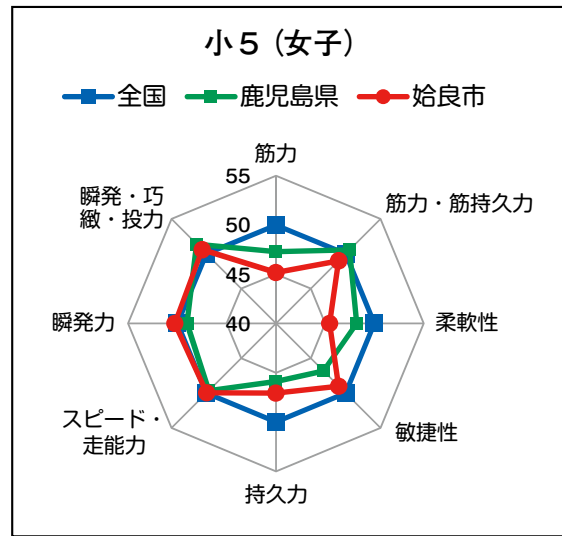


第1節 子どもたちの生きる力を育む教育を推進する

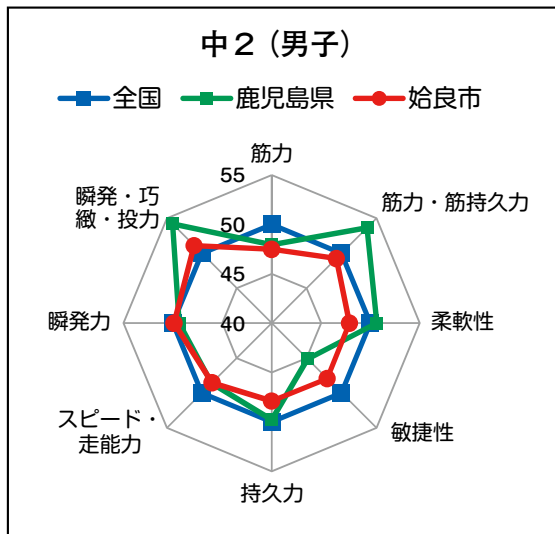
平成23年度 体力・運動能力調査結果（全国を50(基準)とした場合の比較)



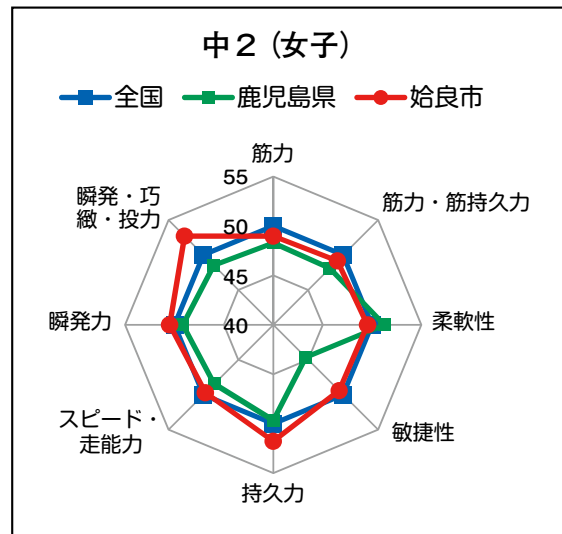
資料：保健体育課



資料：保健体育課



資料：保健体育課



資料：保健体育課

基本施策の方向性

国や県の教育の動向を踏まえるとともに、本市の自然・歴史・文化・伝統等、地域の特性に基づき、「住みよいまちの教育的風土や歴史・文化を発展的に融合させた活力と魅力ある教育」を学校教育の基本理念とし、「生きる力」の育成に向けて、次の5つの柱を基に基本施策を推進します。

(1) 規範意識を養い、豊かな心と健やかな体を育む教育の推進

児童生徒の実態を踏まえ、学校段階や発達の段階に応じた、道徳教育の充実を図るとともに、読書を通じた子どもの心を耕す活動、自己肯定感・自己有用感を育てる子育ての推進、郷土の自然・歴史・文化をつなぐ活動、専門家と連携したいじめや不登

第3章 豊かな人間性を育むまち

校への対応などを通して、豊かな心を育みます。

また、運動に親しむ資質や能力を身に付け、基礎体力を高める体育指導の充実を図り、発達段階に応じた健康に関する指導や食に関する指導を通して、健やかな体を育みます。

(2) 個々の能力を伸ばし、社会で自立できる力を育む教育の推進

義務教育9年間を見通した小・中連携による学力向上の取り組みを推進し、児童生徒の将来への夢や志を育むキャリア教育^{*}の推進、一人一人の児童生徒の教育的ニーズに基づく学習指導の充実、幼・保・小・中・高連携による緩やかな校種の接続と教育の連続性の確保などを通して、一人一人の能力を伸ばし、社会で自立できる力を育成します。

(3) 児童生徒や保護者、地域社会に信頼される学校づくりの推進

各種研修会等を通して教職員の資質向上を図るとともに、学校評議員制度や学校関係者評価等を活用した地域に開かれた信頼される学校づくりを推進します。

(4) 地域全体で子どもを守り育てる環境づくりの推進

身近な生活の安全、交通安全、防災教育の在り方を重視し、各学校の安全管理体制の整備を図るとともに、学校と地域が融合し、地域全体で子どもを守り育てる環境づくりを推進します。

(5) 良好な教育環境の整備および充実

年次的な計画により、教育環境の整備、充実を図ります。

主要施策の内容

- 学校・地域融合型人づくりの教育プランの策定
 - ・ 小・中連携を核にした各学校における学力向上アクションプランの推進
 - ・ 体力・気力アップ始良っ子育成プランの策定
 - ・ 地域が育むキャリア教育推進プランの策定
- 道徳性の向上（モラリティ・インクルーブメント）推進プランの策定
- いじめ・不登校問題対応プランの策定
- 活力ある学校、魅力ある学校づくり事業の推進
- 体すこやか食育推進プランの策定
- 理数・外国語教育の推進
- 安全・安心な学校施設等の整備および充実
- （仮称）松原小学校の建設

2 地域ぐるみの青少年の健全育成

現状と課題

国においては、学校教育の改革とともに、家庭や地域社会の教育力の再生を目指し、社会全体で青少年を育てる環境の整備が進められています。

しかし、青少年の現状については、基礎的・基本的な知識や技術、生活習慣、自制心、規範意識の習得不足を指摘されており、いずれも青少年の学ぶ意欲や自主的、主体的に取り組む姿勢に課題があるとされています。

このような現代社会にあっては、地域社会を挙げて青少年を見守り育む環境づくりが必要です。そのため、子どもたちが教育的な風土や伝統に学び、異年齢間による交流や体験活動を通して限らない潜在能力を導き出し、将来において豊かな人間性や主体性、社会性、責任感を育みながら、社会生活を営み、心身の成長を遂げる場として、地域社会は重要な役割を果たす必要があります。

本市では、現在、青少年教育事業の一環として、体験活動からなるさまざまな活動プログラムを実践しています。本市の将来を担う青少年に、継続的かつ独創的な体験活動の場を提供する「あいら未来特使団事業」、親元を離れて異年齢集団による長期共同宿泊生活を味わう「AIRAふるさと学寮」、地域特有のさまざまな体験活動を通じて郷土について学ぶ「AIRAふるさとチャレンジャー」、地域内の子どもから高齢者までが触れ合う場としての「世代間交流事業」などを市全体の取り組みとして実施しています。また、「ムーミン講座」による体験活動の習得、「学校支援事業」による学校活動の支援、ジュニアリーダークラブの育成などを実践しているほか、地域子ども会や自治会・校区などでも、それぞれに地域の特性を活かした青少年健全育成事業が展開されています。



昨今では、少子化による青少年人口の減少および子ども会離れによる会員の減少、学校部活動やスポーツ少年団活動との両立など、現代社会特有の課題点を抱えている現状もあり、これらの対応策として、市青少年育成市民会議や青少年問題協議会などの諸対策会議を設立していますが、今後は、各会において青少年健全育成に向けた取り組みへの意見を集約し、諸対策会議からの提言として施策に反映させることが必要となってきます。

また、家庭環境の変化、パソコンや携帯電話の普及に伴う生活様式の変容、市街地の都市化による犯罪誘発の要因など、子どもたちを取り巻く社会環境の変化は、青少年の健全育成に悪い影響を及ぼすことにもなっています。

そのため、今後は、家庭のみならず地域ぐるみで、さらには、学校との連携により子どもたちを取り巻く社会環境の浄化に努めていく必要があります。

第3章 豊かな人間性を育むまち

主な青少年育成関連事業一覧

No	事業名	実施時期	No	事業名	実施時期
1	地区ジュニアリーダー研修会	5月	17	市若者バレーボール大会	10月
2	ムーミン講座	5~12月	18	加治木文化祭	10月
3	市青少年芸術鑑賞事業	6月	19	市町村による青少年劇場	10・11月
4	青少年のための芸術鑑賞事業	6月	20	蒲生文化祭	11月
5	AIRAふるさと学寮	6~7月	21	始良文化祭	11月
6	全国読書感想文コンクール	6~1月	22	かじき秋まつり	11月
7	AIRAふるさとチャレンジャー	6~2月	23	日本一大楠どんと秋まつり	11月
8	マヤフェスタ	7月	24	あいらふるさとまつり	12月
9	あいら未来特使団事業	7月	25	市文化芸術祭	12月
10	青少年ふるさと美化活動	7月	26	市成人式	1月
11	ふれあう旅「韓国」	7月	27	市子連スケート教室	2月
12	市子連スポーツ大会	8月	28	世代間交流事業	通年
13	地区ジュニアリーダー・高校生クラブ等交流大会	8月	29	市立少年少女合唱団	通年
14	加治木太鼓踊大会	8月	30	スターランドAIRA天文教室	通年
15	蒲生町太鼓踊り公開	8月	31	学校支援事業	通年
16	地区子ども会大会・創作活動大会	9月			

資料：社会教育課

平成23年10月1日現在

基本施策の方向性

学校、家庭、地域社会、事業体が一体となった青少年の健全育成を推進するとともに、地域環境の整備、指導体制の強化、非行防止や環境浄化活動の充実を図ります。

中でも、同世代間の子どもたちによる交流活動では横年代層への波及が期待され、さらには、子どもから高齢者まで異世代間による交流活動では縦年代層への波及が期待されることから、これら交流活動の推進に率先して取り組みます。同時に、ボランティア精神や学習意欲が高まるような創意工夫をこらした青少年健全育成事業を展開することで、地域における教育力の向上を目指します。

さらに、地域の豊かな自然や伝統文化を活かした郷土色あふれる体験活動を展開する中で、先導役となる人材の発掘や指導者および青少年リーダーの養成に努めます。また、人材の発掘にあっては、地域活動だけでなく学校や家庭での社会学習活動を支援するボランティアの養成に努め、地域の人材、特に高年齢層の人材を活かした学習機会の充実を図ります。

一方、社会教育施設や事業体施設等の有効活用を図りながら、地域内で学習活動を展開していく公民館やコミュニティセンター等の拠点づくりに努めます。

第1節 子どもたちの生きる力を育む教育を推進する

また、現代社会が抱えるさまざまな課題を解決していくため、市青少年育成市民会議や市青少年問題協議会など諸対策会議では、組織の運営促進と内容充実を図りながら、集約意見を提言として施策に反映させます。そして、学校、PTA、子ども会育成会など、関係機関・団体との連絡体制を密にして、事業体への協力要請を図りながら青少年問題の現状に即した改善策を講じます。

さらに、子ども会、ジュニアリーダークラブ、青年団等、現存の青少年団体活動を積極的に支援するとともに、地域の活性化と連動した活動プログラムの企画立案を図ります。

青少年健全育成事業を推進するにあたり、家庭、学校、地域社会、事業体における四者間の連携強化を図り、相互の協調・協力体制の構築に努めます。

主要施策の内容

- 地域社会における教育力の向上と地域ぐるみの活動の充実
- 青少年育成活動の推進と人材育成事業の充実
- 青少年育成活動の拠点づくりと指導体制の構築
- 青少年育成組織の連携強化による非行防止活動の推進
- 青少年育成団体の支援と地域活性化への貢献
- 学校・地域融合型人づくりの教育プランの策定
- 家庭、学校、地域社会、事業体の四者連携による協調・協力体制の構築

『未来のあいら』ゆめコンテスト



【銀賞】受け継がれる伝統

蒲生中2年 山口 未光

第2節 いつでも、どこでも、だれでも学べる環境を整備する

1 生涯学習推進体制の充実

現状と課題

近年、生活水準の向上や余暇時間の増大、市民の学習意欲の向上、さらには、情報化や国際化の進展による学習意識の多様化などが進んでおり、自ら進んで学習を選択できる環境の設定が必要となっており、学校教育だけでは得ることのできない知識・技術の習得や体験活動の場など、「いつでも・どこでも・だれでも」取り組める多種多様な生涯学習*の場の提供が望まれています。

また、平成18年12月に改正された教育基本法には、これまでにはなかった新たな条文として、第3条に「国民一人一人が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に活かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」という条文が加わっています。

本市では、生涯学習事業の一環として、高齢者学級、女性学級、家庭教育学級の開設や、人権教育の推進などに取り組んでいます。また、公民館講座においても、始良・加治木・蒲生公民館や地区公民館で長期および短期の講座を開設しており、その修了生が継続学習を希望する場合は、生涯学習自主グループとして活動を継続できる体制を整えています。

今後は、学習機会の設定や学習情報の提供だけでなく、こうした学級や団体における物心両面の学習支援を強化することも必要になっています。

また、図書館は、古き良き時代から継承されている親子読書活動を推進しながらも、急速に変化し続ける媒体に対応できるシステムと市民のニーズに応えられる機動力の備わった体制を構築するとともに、自己教育に資する場、情報入手する場、芸術・文学を鑑賞する場、地域文化を創造する場でもあることから、利用者が必要とする資料や情報を収集・整備し、視聴覚機材・教材とともに、利用に供していく必要があります。

現在、始良公民館、蒲生公民館、地区公民館、中央図書館、加治木図書館、文化会館「加音ホール」、加治木福祉センター、陶夢ランドなどが生涯学習推進の拠点となっていますが、施設の機能に対するニーズに応えるには、各小・中学校のほか、各公民館図書室、椋鳩十文学記念館、天文施設スターランドAIRAなど、あらかじめ学習環境が整備されている身近な公共施設等を有効活用することも検討する必要があります。

今後も生涯学習内容の工夫・改善を図りながら、各種講座の講師・指導者的人材および学習資料の確保に努め、学習者の発表機会の拡充や適宜活用など、さらに前進した生涯学習推進体制を充実することが必要です。

第2節 いつでも、どこでも、だれでも学べる環境を整備する

社会教育・公民館等施設一覧

種別	施設名	建設年度	設備
社会教育	棕鳩十文学記念館	平成2年6月	棕鳩十書斎、展示室、資料室、閲覧室、自由の館
	北山野外研修センター	平成3年7月	宿泊棟、テントサイト、炊事棟、キャンプファイヤー場
	スターランドAIRA	平成5年7月	プラネタリウム、学習室、観測室、展示室、談話室
	蒲生ふるさと交流館	平成22年4月	多目的ホール、展示室、資料室、収蔵室
	歴史民俗資料館	昭和63年1月	展示室、収蔵庫、研修室、映像コーナー、地形模型
	加治木郷土館	昭和47年10月	1階展示室、2階展示室
公民館	始良公民館	昭和49年6月	ホール、会議室、研修室、和室、調理室、視聴覚室、図書室
	蒲生公民館	昭和54年8月	ホール、会議室、研修室、和室、調理室、視聴覚室、図書室
	帖佐地区公民館	昭和58年3月	和室、調理室、子ども室、図書室
	松原地区公民館	昭和63年3月	会議室、研修室、和室、調理室、子ども室、図書室
	脇元地区公民館	昭和62年4月	会議室、研修室、和室、調理室、幼児室、図書室
	重富地区公民館	昭和54年1月	会議室、研修室、和室、調理室、図書室
	山田地区公民館	昭和57年3月	会議室、研修室、和室、調理室、図書室

平成23年10月1日現在

資料：社会教育課

社会教育学級

No	事業名	実施時期	対象
1	家庭教育学級	通年	公立幼稚園・小学校・中学校
2	家庭教育推進事業		私立幼稚園
3	加治木ゆずり葉学級	5~2月	高齢者
4	始良ゆずり葉学級		高齢者
5	帖佐ゆずり葉学級		高齢者
6	重富ゆずり葉学級		高齢者
7	山田ゆずり葉学級		高齢者
8	蒲生ゆずり葉学級		高齢者
9	加治木あやめ学級		女性
10	始良あやめ学級		女性
11	蒲生あやめ学級		女性

平成23年10月1日現在

資料：社会教育課

第3章 豊かな人間性を育むまち

社会教育関係団体

No	団 体 名	結 成 日	構 成
1	始良市青少年育成市民会議	平成23年7月7日	青少年育成部会、家庭部会 環境部会
2	始良市子ども会育成連絡協議会	平成22年5月8日	単位子ども会 (149)
3	始良市PTA連絡協議会	平成22年6月3日	小学校 (16)、中学校 (5) 高校 (4)、特別支援 (1)
4	始良市校外生活指導連絡協議会	平成22年6月30日	
5	始良市女性団体連絡会	平成22年7月16日	女団連 (3)
6	始良市生活学校連絡会	平成22年6月17日	生活学校 (3)
7	始良市文化協会	平成22年8月9日	文化協会 (3)
8	始良市青年団	平成22年3月23日	
9	始良市おやじの会	平成22年7月11日	小学校 (13)、中学校 (4)
10	ジュニアリーダークラブ「どんぐり」	平成22年5月15日	
11	始良市青少年問題協議会	平成23年1月27日	
12	始良市立少年少女合唱団	平成22年4月17日	

平成23年10月1日現在

資料：社会教育課

図書館の利用状況等 (平成22年度)

(単位：冊、人)

項 目	蔵書冊数	来館者数	登録者数	貸出冊数
中央図書館	150,777	217,900		310,621
加治木図書館	35,901	27,599		50,044
蒲生公民館図書室	16,794	2,466		3,738
計	203,472	247,965	45,578	364,403

資料：図書館事務局

移動図書館の運行状況 (平成22年度)

項 目	巡回数	コース	巡回場所	利用者	貸出冊数
移動図書館	571回	8コース	30か所	8,169人	20,793冊

資料：図書館事務局

第2節 いつでも、どこでも、だれでも学べる環境を整備する

基本施策の方向性

急激な時代変化に対応できる生涯学習推進体制の構築に向けて、生涯学習相談窓口を設置し、学習推進に関する情報提供を図ります。そして、市民の学習ニーズに対応した学級・講座の多様化と社会教育施設を活用した学習機会の拡充を図るとともに、学級・講座修了生および講師・指導者等の人材データベースの作成と有効活用に努めます。



棕鳩十文学記念館

成人学級にあっては、高齢者学級、女性学級、家庭教育学級、人権教育等への取り組みを強化します。高齢者学級「ゆずり葉学級」と女性学級「あやめ学級」については、時代の変化に即した独自性かつ魅力ある学習プログラムを提供し、受講者の生きがいを支えます。

また、家庭教育学級は、公立小・中学校、幼稚園のすべてで開設し、子どもたちの健やかな成長の基盤である家庭生活を充実させるため、年齢期に応じた学習機会を確保します。

人権教育については、各種社会教育事業の場に研修機会を織り込んで、差別のない社会づくりと人権啓発に努めます。

公民館講座については、市内各公民館を活動拠点にして、市民の学習ニーズに適応した学習情報を提供しながら魅力ある講座を開設するとともに、継続学習者への支援体制を整備します。

図書館は、中央図書館を中核とする情報ネットワークの構築を図り、広範囲に及ぶ横断検索システムの稼働を目指します。また、中央図書館、加治木図書館、各公民館図書室だけを学習拠点と位置づけるのではなく、移動図書館車の巡回運行による「動く図書館」「出かける図書館」などにより、新たな読書活動推進の展開を図ります。

今後、生涯学習活動拠点の機能をさらに強化しながら身近な公共施設等の有効活用を図り、市民が主体的に「いつでも、どこでも、だれでも」学ぶことのできる生涯学習体制の整備に努めます。

棕鳩十文学記念館については、主管事業の充実化を図りながらイベント企画・広報活動の充実を目指すとともに、幅広い年齢層を対象にした独自性を活かした利用方法を検討します。

北山野外研修センターについては、より多目的な利用方法を検討し、スターランドAIRAについては、主管事業の充実を図る中で魅力ある天文教育の実践と利用促進に努めます。

蒲生ふるさと交流館については、指定管理者制度*の導入による多目的な利用方法を

第3章 豊かな人間性を育むまち

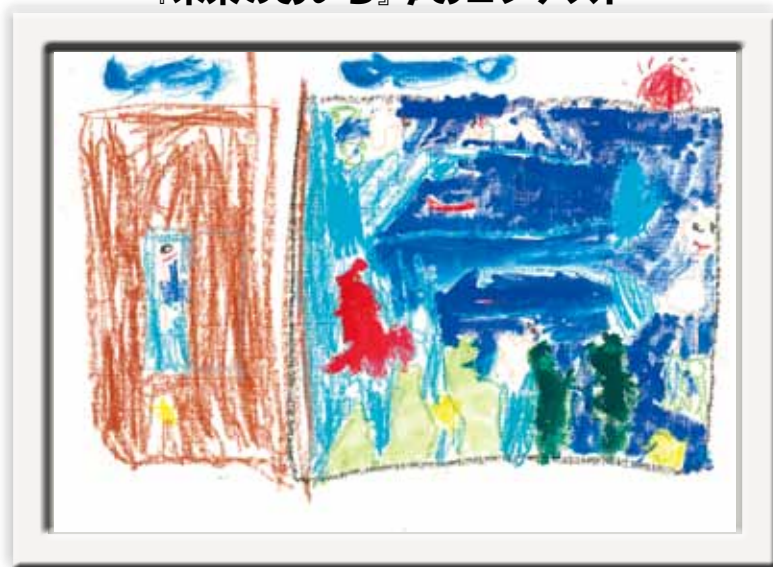
検討しながら文化の拠点づくりにふさわしい利用に供します。

生涯学習推進体制については、「市民の要望」と「社会の要請」の均衡を保ちながら、関係部署との協調連携をもって、市全体を挙げての取り組みの強化を目指します。

主要施策の内容

- 生涯学習推進体制の強化と講師および指導者等の人材確保
- 生涯学習学級・公民館講座の内容充実
- 生涯学習相談および情報提供体制の確立
- 図書館施設および図書・視聴覚資料の充実と読書活動の推進
- 社会教育施設における主管事業の充実とタイアップ事業の強化
- 社会教育施設における多目的利用化の推進
- 地域の人材の発掘と活用（人材データベースの作成）

『未来のあいら』ゆめコンテスト



【銀賞】 およぐ すいぞくかん

加治木小1年 崎山 壮志

2 健康な心と体を育むスポーツ・レクリエーションの推進

現状と課題

国は、「いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむ生涯スポーツの社会」の実現を目指してさまざまなスポーツ振興施策を推進しており、平成23年6月には「スポーツ基本法」が公布され、その基本理念には「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、すべての人の権利である」と明記されています。

県では平成22年6月に「スポーツ振興かごしま県民条例」を策定し、県民が生涯にわたってスポーツに親しみ、健やかな生活を送ることが大切であることを奨励しています。

また、県民が主体的・継続的に週2回、年間100日はスポーツ・レクリエーション活動に親しむことを目標とした「健やかスポーツ100日運動」を推進し、県民の健康づくりや体力づくりに努めています。

本市では、市民一人一人が健康で生きがいのあるライフスタイルを確立し、自ら進んで体力づくりや健康づくり、仲間づくりを行うため、いつでも、どこでも、だれでも参加できるスポーツ環境の整備を図っています。

特に、多種目に多世代が参加できる総合型地域スポーツクラブ*は、市民の年齢、興味・関心、体力、技術レベルに応じて活動できるスポーツ環境が整ってきています。

また、競技団体や校区・地区単位による体育・スポーツイベントの開催やスポーツ推進委員、市体育協会との連携による各種大会の開催等により、多くの市民がスポーツ活動に参加しています。

その主な活動拠点となっているのが学校の体育施設や社会体育施設です。

その中で、子どもたちのスポーツ環境においては、スポーツ少年団への加入率や競技スポーツ人口が年々減少しており、将来を見通したスポーツへの興味、関心を持たせるための育成の在り方を検討する必要があります。

また、この子どもたちのスポーツへの関心度が表すように、子どもの体力低下が懸念されており、子どもの体力や外遊び、スポーツの重要性などについて理解を促し、学校体育の充実を図ることはもとより、家庭、地域社会での子どもの体力向上を目指した取り組みを行うため、スポーツ少年団をはじめ関係団体等と連携を図る必要があります。

さらに、レクリエーション協会やスポーツ推進委員等との連携により、子どもから高齢者まで年齢や性別を問わず誰でも取り組みやすいニュースポーツ*等を普及させ、市民がスポーツに触れる機会を確保する必要があります。

そのためにも、高い指導力や専門技術を有した指導者の育成や人材の発掘を行い、競技人口の拡大や競技力の向上を図る必要があります。

平成32年に本県で開催される国民体育大会に向けて、現在の小・中学生の競技力強化の一環として、発育・発達段階に応じた選手の育成とその指導者の養成に努めること

第3章 豊かな人間性を育むまち

が必要となっています。

さらに、各競技団体や関係機関との連携を図りながら、市民の競技力向上に関する意識の高揚に努めるとともに、指導体制の充実および選手の育成強化などを推進する必要があります。

市民の誰もが楽しくスポーツをするためには、拠点となるスポーツ施設の整備が重要です。

老朽化した体育施設は、市民が安心して安全に利用するために計画的に整備・改修し、維持管理を進める必要があります。

また、高齢者のスポーツ人口の拡大は、高齢者の健康増進、医療費削減等につながることから、関係機関等と連携を図りながら高齢者のニーズに対応した施設の整備の充実が必要です。

社会体育施設の利用状況

(単位：人)

項 目		平成20年度	平成21年度	平成22年度
運 動 公 園 ・ 体 育 館	総合運動公園	177,620	182,934	201,226
	加治木体育館	31,484	31,293	27,293
	加治木運動場	47,014	48,587	52,919
	龍門陶芸・健康の里「陶夢ランド」	33,060	31,293	34,816
	始良体育センター	40,963	38,637	38,864
	蒲生体育館「おおくすアリーナ」	61,374	60,228	63,290
	蒲生大楠運動公園球技場	14,830	4,484	11,541
	蒲生大楠運動公園多目的屋内運動場	958	2,553	4,135
弓 道 場	加治木弓道場	12,072	9,913	10,735
	蒲生弓道場	4,136	4,078	2,258
	始良弓道場	8,648	8,743	8,084
合 計		432,159	422,743	455,161

資料：保健体育課

スポーツ少年団一覧（平成23年度登録数）

(単位：団体、人)

種 目	団体数	団員数	種 目	団体数	団員数
バレーボール	12	187	ソフトボール	9	138
サッカー	7	187	ミニバスケットボール	3	86
剣 道	7	61	柔 道	2	18
野 球	6	148	水 泳	1	21
空 手	6	52	合 計	53	898

資料：保健体育課

基本施策の方向性

(1) 生涯スポーツの推進

市民がスポーツ活動への参加を通じ、健康的で豊かな生活を送れるように、スポーツ活動団体への支援や地域スポーツ推進体制の強化を図るとともに、指導者の養成と活躍の場の提供に努めます。



蒲生体育館「おおくすアリーナ」

(2) 競技スポーツの推進

競技力の向上を図るため、研修会・講習会の実施や各種競技の大規模スポーツ大会の誘致・開催、本市出身スポーツ選手によるスポーツ教室等の開催に努めます。

(3) スポーツ環境の整備充実の推進

体育館等の既存スポーツ施設の改修や弓道場施設等、市民のニーズに対応したスポーツ施設の整備に努めます。

主要施策の内容

- スポーツ始良リフレッシュプランの策定
 - ・子どもの体力向上
 - ・ニュースポーツの普及
 - ・地域スポーツの活性化および高齢者スポーツの充実
 - ・スポーツ指導者の育成と活用
- スポーツ始良パワーアッププラン
 - ・競技力向上の推進（スポーツ少年団活動の充実、学校体育の充実等）
 - ・指導者の育成および人材発掘や郷土出身選手によるスポーツ教室等の開催
 - ・各種大規模スポーツ大会の開催と観戦機会の拡充
- スポーツ始良ドリームプラン
 - ・スポーツ施設の計画的な改修・整備
 - ・高齢者等に配慮した施設の整備
 - ・市民のニーズに対応したスポーツ施設の整備
- スポーツ推進審議会の発足およびスポーツ推進計画の策定

3 歴史を活かした多彩な文化の育成

現状と課題

現在、市内には指定文化財が181件、登録文化財が13件、計194件あり、この数は県内市町村でも有数のもので、本市は文化財の宝庫と言えます。

このうち、国指定文化財は5件で、史跡は「宮田ヶ岡瓦窯跡」、「大口筋白銀坂・龍門司坂」、「南浦文之墓」、特別天然記念物が「蒲生のクス」、有形文化財が「銅鏡（秋草双雀文様一面）」となっています。

また、県指定文化財は15件、市指定文化財は161件あります。このほかに、周知の埋蔵文化財包蔵地が234件あり、路傍の田の神像や石碑などを含むと未指定の文化財は500件を超えています。

本市では、指定文化財の所有者および管理者に対して、適切な保存措置を指導助言し、可能な限り市民へ公開できるよう努めていく必要があるとともに、未指定の文化財については、今後、地域遺産の研究解明と保存・活用に向けて早急な措置を講じていくことが重要です。

埋蔵文化財包蔵地については、開発行為申請者側との事前調整が必要とされる中、年間150件以上の照会と早急な回答が必要となっています。今後予定される数々の開発行為にも適切な対応をとれるよう、早急に文化財の調査体制を整えていくことが求められています。

また、指定文化財の修復業務や史跡整備事業についても、老朽化や損傷の程度により、深い専門知識と慎重な処置が求められること、さらに公有地化等の問題点も抱えています。

このほか、文化財関連施設として、歴史民俗資料館と加治木郷土館を管理運営していますが、生涯学習*意欲の高まりとともに、市民からはより高いサービスの提供を求められています。



歴史民俗資料館

しかし、両館ともに収蔵庫の狭あいさと施設の老朽化により、あらゆる事業に対応しにくいといった問題点を抱えていることから、今後は、博物館機能を兼ね備えた総合的な施設の整備も望まれています。

第2節 いつでも、どこでも、だれでも学べる環境を整備する

文化財の指定状況

(単位：件)

区分	有形文化財	無形文化財	有形民俗文化財	無形民俗文化財	史跡	天然記念物	計
国指定	1				3	1	5
県指定	7		4	1	3		15
市指定	61	1	10	20	66	3	161
[小計]	69	1	14	21	72	4	181
登録	13						13
[合計]	82	1	14	21	72	4	194

平成23年10月1日現在

資料：社会教育課

国・県指定文化財一覧

国指定 (5件)

No.	区分	名称	指定年月日
1	記念物 (史跡)	おおすみごくぶんじあどつけたりみやたがわかかわらがまあと 大隅国分寺跡附宮田ヶ岡瓦窯跡	平成16年9月30日
2	記念物 (史跡)	おおくちすじ しらかねざか たつもんじざか 大口筋 白銀坂・龍門司坂	平成18年7月28日
3	記念物 (史跡)	なんぼぶんしはか 南浦文之墓	昭和11年9月3日
4	特別天然記念物	かもち 蒲生のクス	昭和27年3月29日
5	有形文化財 (工芸品)	どうきよう あきくさそうじゃくもんよう いちめん 銅鏡 秋草双雀文様 一面	大正7年4月8日

県指定 (15件)

No.	区分	名称	指定年月日
1	有形文化財 (工芸品)	かたな めい しゅめのかみいつべいやすよ ひとくち 刀 (銘 主馬首一平安代 一口)	昭和35年6月20日
2	記念物 (史跡)	こちようさやきう とがまあと 古帖佐烧宇都窯跡	平成14年4月23日
3	有形文化財 (書跡)	くわばたもんじよ 桑幡文書	昭和29年3月15日
4	有形文化財 (書跡)	めいざんろうししゅうはんぎ 名山楼詩集版木	昭和29年3月15日
5	無形民俗文化財	きそおどり たいこおどり 吉左右踊・太鼓踊	昭和36年8月16日
6	記念物 (史跡)	りゅうもんじやきふるかま 龍門司焼古窯	昭和42年3月31日
7	有形民俗文化財	かじきちようきだ たかみ 加治木町木田の田の神	昭和43年3月29日
8	有形文化財 (建造物)	ひきやまほうとう 白木山宝塔	平成16年4月20日
9	有形民俗文化財	しもぎゆうとく たかみ 下久徳の田の神	昭和43年3月29日
10	有形民俗文化財	うるし たかみ 漆の田の神	昭和43年3月29日
11	有形民俗文化財	うるし ごうしんとう 漆の庚申塔	昭和50年3月31日
12	有形文化財 (古文書)	かもち おかりやもんじよ 蒲生御仮屋文書	平成19年4月24日
13	有形文化財 (考古資料)	おさとがましゆつどしりよう 御里窯出土資料	平成22年4月23日
14	記念物 (史跡)	けんしやうじやうあと 建昌城跡	平成23年4月19日
15	有形文化財 (建造物)	おかりやもん 御仮屋門	平成23年4月19日

平成23年10月1日現在

資料：社会教育課

第3章 豊かな人間性を育むまち

基本施策の方向性

本市は、県下でも有数の文化財を有しており、積極的に文化財の保存と活用を推進し、歴史を活かした多彩な文化の醸成を進める必要があります。

今後、寺院・中世城館・神社・古石塔・記念碑等、市内に所在する文化財に埋蔵文化財を含めた基本調査を計画的に実施し、調査報告書として結果を公開していきます。

また、文化財や史跡等の修復については、優先順位を設けて取り組んでいきます。

埋蔵文化財については、開発行為に即応するため、迅速な現地立会いを経て、分布調査、確認調査または本調査等を行います。

史跡の整備計画については、早期の公有地化に取り組みながら順次整備を行い、史跡公園として広く公開していきます。

歴史民俗資料館については、常設展示の充実、特別展の開催、歴史講座の開設により、市民の要望に対応していきます。

また、加治木郷土館については、人や時代に焦点を絞った特色ある展示を進めます。

さらに、郷土の歴史や身近な文化財に触れ親しむ機会を拡充させるため、総合的歴史資料館の基本構想・基本計画の策定に取り組みます。

このほか、市ゆかりの古文書群を市誌編さんに供するため、史料集として年次的に刊行していきます。

伝統工芸や郷土芸能については、現有の継承者への支援強化を図りながら、指導者および後継者の養成に努めます。

主要施策の内容

- 市文化財基本調査事業の実施（寺院・中世城館・神社・古石塔・記念碑）
- 市内重要遺跡の確認調査事業の実施（鋼山製鉄所跡・加治木銭鑄銭所跡・岩屋寺跡ほか）
- 民俗芸能伝承団体への支援と後継者の育成強化
- 埋蔵文化財収蔵庫（吉原文化財事務所）の整備・出土品の管理の徹底
- 総合的歴史資料館の基本構想・基本計画の策定
- 国史跡および県史跡の公有地化ならびに史跡公園化の推進
- 文化財愛護思想の普及のため、文化財マップの配布・標柱案内看板設置の促進
- 市誌史料集出版刊行事業の推進

4 豊かな心を育む文化芸術の振興

現状と課題

文化芸術は、豊かな人間性を育み、感動と潤いのある生活を営むことができると同時に、芸術活動を通して多くの市民の多様な交流と心のつながりを促すものです。

今日、時代の変化とともに、物より質という精神的欲求が生まれ、心の豊かさを求める市民ニーズの高まりに加えて、現代社会において余暇時間の増加が図られたことに伴い、多様な芸術文化活動を展開できる基盤づくりが求められています。

また、これまで郷土愛の下に、各地域で守り育まれてきた貴重な文化財や伝統的文化を地域財産として次代に継承していくとともに、住む人が文化の薫り高い、そして、誇りと愛着を持てるような個性豊かな地域づくりが求められています。

一方、芸術文化活動を実践でき、保存・管理・活用にも適応できる総合的施設の不備、既存施設および設備の狭小化と老朽化、さらには、芸術文化活動団体の固定化、会員の高齢化、伝承後継者の育成問題など、現状において早急に取り組むべきさまざまな課題を抱えています。

このようなことから、市文化協会を中心とする芸術文化団体において活動内容の充実を図る一方、優れた芸術文化の鑑賞機会を拡充しながら、日頃の活動成果を発表できる場を設定するなど、芸術文化振興のための基盤づくりを進めていく必要があります。また、市民の芸術文化に対する多様なニーズに適応できる体制の確立や活動支援体制の整備を図る必要があります。

併せて、加音ホールや蒲生ふるさと交流館など、時代変化に即応できるこれら文化施設のネットワーク化を図り、環境整備と有効活用に努めながら芸術文化の拠点に位置づけることが望めます。さらには、市民の芸術文化に対する意識向上を図るとともに、地域における芸術文化の振興を図っていく必要があります。

芸術文化振興に関連する事業として始良10号美術展を開催していますが、事業定着化が図られつつある中にも、さらなる事業内容の充実と発展に努める必要があります。

青少年に対する芸術文化の普及という観点では、各年代層に応じた芸術鑑賞機会の提供、さらには、多種多様な分野からえりすぐられた、子どもたちに夢を抱かせるような優れた芸術鑑賞機会を拡充していく必要があります。

また、市立少年少女合唱団の育成支援体制を強化し、団体および団員の育成を図りながら、青少年の健全育成にも波及するような活動を展開することも必要とされます。同様に、合唱団のみならず多くの分野において青少年による芸術文化団体を育成していくことも望まれています。

第3章 豊かな人間性を育むまち

文化会館(加音ホール)の利用状況

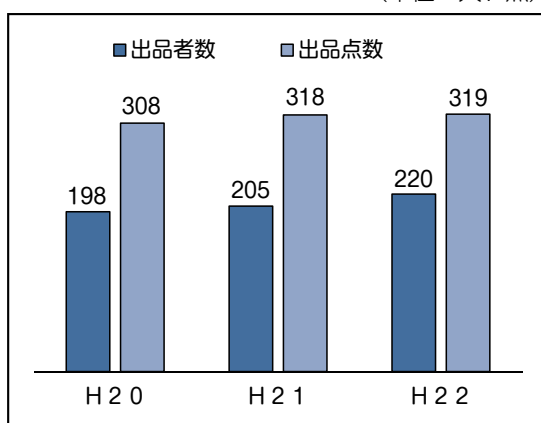
(単位：回、人)

項目	総数		大ホール		小ホール		その他	
	回数	利用者数	回数	利用者数	回数	利用者数	回数	利用者数
平成18年度	2,417	117,112	168	36,273	188	17,111	2,061	63,728
平成19年度	2,374	116,050	176	39,284	180	20,253	2,018	56,513
平成20年度	2,386	126,336	181	40,433	193	20,855	2,012	65,048
平成21年度	2,289	112,936	175	35,219	260	19,473	1,854	58,244
平成22年度	2,307	121,270	190	39,626	287	20,869	1,830	60,775

資料：総務課

始良10号美術展の出品状況

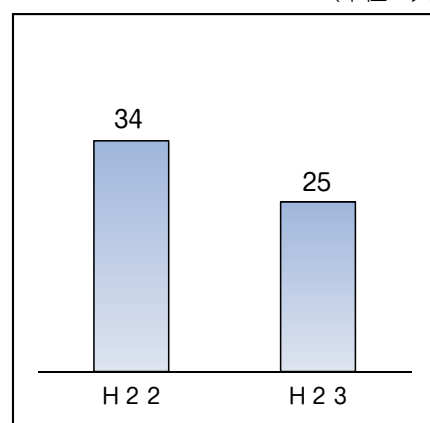
(単位：人、点)



資料：社会教育課

市立少年少女合唱団の団員数

(単位：人)



平成23年10月1日現在 資料：社会教育課

基本施策の方向性

文化の薫り高いまちづくりに向けて、文化情報の受発信機能を充実させ、その活用を図りながら、誇りの持てる個性的かつ特色ある市民文化の創造を目指します。

また、芸術文化活動に対して意欲的な向学心をもつ市民を支援するため、「みて・きいて・ふれる」を原点にして、多種多様な芸術文化の鑑賞機会、発表機会、体験機会の拡充に向けた環境づくりに努めます。これらは、創造力豊かで、感動する心を備えた、次代を担う人づくりにも資するものと期待されます。

市文化芸術祭の開催にあっては、市民に芸術文化に触れ親しむ機会を提供するうえからも、格調の高い作品展示や独自性のある芸能発表を送り出す必要があります。そのためには、市文化協会とのタイアップにより、芸術文化愛好者の育成を図りながら、優良団体・個人へと成長を遂げられるような支援体制を構築します。併せて、市文化協会各支部が主催する始良・加治木・蒲生文化祭についても、相互の連携を密にしながら、各支部の特性を活かしたイベント企画の立案に努め、運営を支援します。

第2節 いつでも、どこでも、だれでも学べる環境を整備する

恒例の事業として定着化しつつある始良10号美術展については、開催要領の再検討を行い事業内容の充実と発展に努めるとともに、今後は、市全体を挙げて取り組む総合美術展として成長させ、美術イベントのさらなる定着化とより一層の広域化を図ります。

青少年の文化意識を高揚させることを目的に、優れた芸術文化の鑑賞機会を設定していますが、小学生を対象にした「青少年劇場」および中学生を対象にした「青少年芸術鑑賞事業」とともに、子どもたちが高い関心を寄せられるプログラムを提供できるように、あらゆる芸術分野からの情報収集を図ります。そして、子どもたちがより多くの芸術文化に触れ親しめるように、鑑賞機会の拡充に努めます。中でも、地元で文化活動を続ける芸術団体・個人の発掘と育成に努めながら、その人材による発表機会拡充などの有効活用を図ります。

また、市立少年少女合唱団にあっても、団体の活動と子どもたちの成長を支援しつつ、発表機会の拡充をもって組織の育成を図ります。

主要施策の内容

- 小学生を対象にした青少年劇場の開催と充実
- 中学生を対象にした青少年芸術鑑賞事業の開催と充実
- 始良10号美術展の充実と総合美術展への発展
- 市立少年少女合唱団の育成と支援体制の強化
- 市文化芸術祭および支部文化祭の開催と充実
- 市文化協会の支援と文化団体の連携強化



始良10号美術展

5 国際感覚を育む交流活動の推進

現状と課題

わが国の国際化は著しく進展しており、定住から交流の時代へと移りつつあります。また、インターネット等の普及により、海外の諸都市との人・もの・情報の流れが活発になってきています。

国際社会においては、社会、経済、文化など、あらゆる分野でボーダレス化*、グローバル化*が進展し、国家間、地域間の関係が深まりつつある中、地方公共団体においては、国際化の流れに積極的に取り組み、市民の国際感覚の醸成を図りつつ、活力あるまちづくり、特色ある地域づくりが進められています。

このような中であって、次代を担う青少年の国際感覚育成のためには、幼少期からの相互理解や多文化共生*を視野に入れた交流活動が必要です。

そのため、本市では、JICA（国際協力機構）と連携し、海外青年協力隊員の経験を持つ方を講師に迎えた学習機会の提供を、市内小・中学校で推進しています。

また、市内には民間による国際交流協会が3団体あり、外国人による講演会や料理教室の開催による交流や外国人との農業体験や収穫祭による交流、市内の子どもたちと韓国の学生とのホームステイ等による交流など、それぞれ独自の国際交流、国際理解に向けた取り組みを行っています。

現在、お互いの活動内容を理解するため、情報交換や活動への相互協力を行っています。

今後も、行政や市民、各種団体等による国際交流、国際理解の推進が必要であり、市民、各種団体等への国際交流活動に対する支援体制等の整備が必要となっています。

また、友好都市の盟約締結に基づく相互交流は、産業経済交流のみならず、教育・文化・芸術など多彩な分野における交流を進めるうえで有効であることから、これまでの経験を踏まえて推進する必要があります。



ふれあう旅「韓国」

第2節 いつでも、どこでも、だれでも学べる環境を整備する

基本施策の方向性

市民や民間団体等による国際交流活動を支援、促進し、さまざまな事業の受け皿としての連携を図り、国際理解教育の推進、次代を担う子ども達の国際感覚の育成を図ります。

また、お互いの文化の違いを理解し、認め合う多文化共生の促進を図るため、学校教育や社会教育と連携し、幼少期から国際理解や国際協力についての関心を醸成します。

主要施策の内容

- 国際交流活動の推進
- 青少年交流事業の推進
- 市民、民間団体等の国際交流活動に対する支援体制等の整備促進
- 国際理解教育の推進

『未来のあいら』ゆめコンテスト



【銅賞】はばたいて 花を
西浦小4 藤山 諒子